

平成30年度福岡地方労働審議会労働災害防止部会議事録

1 日時

平成30年6月18日（月） 午前10時00分から正午まで

2 開催場所

福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室C

3 出席者

(1) 委員

公益代表委員 山下委員、井上委員、堀江委員

労働者代表委員 隈本委員、矢田委員

使用者代表委員 岩崎委員、戸田委員

(2) 事務局

西岡労働基準部長、川辺監督課長、小野安全課長、川波健康課長

渡辺主任監察監督官、武石主任産業安全専門官、鶴田主任労働衛生専門官、小河監察監督官

4 議事内容

(司会)

定刻になりましたので、ただいまより福岡地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきますと思います。

私は事務局の労働基準部監督課の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、労働災害防止部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

後ほど部会長に議事進行を交替するまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、会議資料の確認をさせていただきます。事前にお送りさせていただいた資料から説明させていただきます。まず、労働災害防止部会という表紙のもので、表紙をめくっていただきますと会議次第と資料目次、その後から地方労働審議会令、福岡地方労働審議

会運営規程、同労働災害防止部会運営規程、同労働災害防止部会委員会名簿となっております。それから安全課関係資料と健康課関係資料でございます。それから、パンフレット類になりますが、「福岡労働行政のあらまし」という冊子をお送りさせていただいております。本日机面上にお配りさせていただいているものが「第13次労働災害防止計画」のリーフレットでございます。

資料関係は、よろしいでしょうか。議事の途中でお気づきになりましたら遠慮なく事務局のほうにお申しつけください。

また、議事録作成のためICレコーダーにより録音しております。何とぞご了承願います。

また、本部会は公開の会議とさせていただいております。議事録につきましても発言者氏名を含めて公開させていただくこととしておりますので、何とぞご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

本会議の出席者につきましては、委員の方々におかれましては、委員名簿のとおりでございますのでご確認ください。事務局は、労働基準部長、監督課長、安全課長、健康課長でございます。

続きまして、本部会を開催するに当たりまして、福岡労働局労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

(西岡労働基準部長)

労働基準部長の西岡でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、御礼を申し上げます。

労働災害防止部会につきましては、福岡地方労働審議会の権限のうち、労働災害の防止に関する専門的事項につきまして審議していただくために設置をしているところでございます。本日は労働災害防止対策を中心にご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、労働災害防止対策についてでございますが、労働災害の発生状況につきましては、産業構造の変化、経済活動の状況、労働形態の変化、労働者の高齢化など、さまざまな要因と関係いたしておりますので、私ども労働基準行政といたしましては、こうした労働災害の現状と課題をしっかりと分析して、講ずべき施策、労働災害の減少目標等を決定してい

くために、5カ年ごとに労働災害防止計画を策定いたしまして、計画的に労働災害防止対策を推進しているところでございます。

そこで、昨年までで5カ年の第12次労働災害防止計画が終了いたしましたので、その状況などにつきまして申し上げたいと思います。

福岡県内におきます労働災害発生状況につきまして、一昨年は30人ということで、過去最少を記録し、12次防の期間中につきましては15%以上減少させるという目標値以下にはなったところでございます。

一方、4日以上休業災害と死亡災害を合わせました死傷災害につきましては、平成26年から4年連続で増加という状況でございまして、平成29年には、24年比6.4%増の5,281人となりまして、12次防期間中の死傷者数を15%以上減少させるという目標は達成できないという状況になったところでございます。

また、労働者の健康確保、職業性疾病対策につきましても、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、それから治療と職業生活の両立支援対策、長時間労働に伴う過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症等の業務上疾病対策の徹底など、引き続き取り組むべき課題が認められるところでございました。

いずれにしましても、働く人の命と健康はかけがえのないものでございまして、働くことによって命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことがあってはならないということでございます。

こうしたことから、本年度を初年度といたします第13次労働災害防止計画を今回新たに策定いたしまして、今後5カ年の対策を着実に推進していくことにしておりますところでございます。

本日はこの13次防を含めました今後の労働災害防止対策につきまして、委員の皆様方のご意見をお伺いした上で、13次防の計画については、効果的な対策の推進によりまして、労働災害が減少するよう努めていきたいと考えてございます。

本日はご審議のほどよろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

その前に事務局のほうから本部会の成立要件についてご報告させていただきます。

本日、部会委員全員ご出席でありまして、地方労働審議会令第8条第3項の規定により部会の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これからの議事進行は山下部会長にお願いしたいと思います。山下先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

(山下部会長)

部会長の山下でございます。

では、私のほうで議事進行を行ってまいります。

本日の議事録の署名委員についてでございますが、部会長及び部会長が指名する委員2名となっておりますので、署名委員につきましては、私のほかに労働者代表の矢田委員、それから使用者代表の戸田委員にお願いをいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。議事につきましては、事務局から一括して説明をいただいた後で皆様からのご質問、ご意見をいただきたいと考えております。

それでは、第13次労働災害防止計画案につきまして、まず安全課からご説明をお願いいたします。

(小野安全課長)

福岡労働局安全課長の小野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は業務ご多忙の中、福岡地方労働審議会労働災害防止部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私のほうから説明を座ってさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、第13次労働災害防止計画につきましては、平成30年度から期間5年間で取り組んでまいります。福岡労働局第13次防労働災害防止計画という形でご説明をしたいと思っております。またその内容についてご審議をお願いいたします。

それでは、第13次防の安全関係についてご説明したいと思います。お手元の安全課資料をお出してください。

まず、安全課資料のNo.安-1を見ていただきたいと思います。ここに第13次防労働災害防止計画の概要を示しております。概要につきましては、産業全体での計画の目標といたしまして、5年間で取り組んで死亡災害の15%以上の減少。これにつきましては、前回の第12次防、2013年から2017年までの死亡者数の総数に比較しまして、1

3次防の期間である2018年から2022年までの死亡者数の総数を15%減少させるという形で目標設定をさせてもらっております。

また、死傷災害につきましては、12次防の最終年であります2017年、平成29年の死傷者数と比較して7%以上の減少を2022年に達成しようという形で目標を定めさせてもらっております。

また、この目標につきましては業種別についても設定しております、建設業・製造業・陸上貨物運送事業・林業の4業種につきましては死亡災害は必ず15%以上減少させようということの一つの目標にしておりますし、また、陸上貨物運送事業・小売業・社会福祉施設・飲食店、要するに小売・社会福祉・飲食店という第3次産業でございますけれども、3次産業の中でもとりわけ災害の多いこの3業種と陸上貨物運送事業につきましては、死傷災害を7%以上の減少を業種的にも設けて対応していこう、取り組んでいこうという形にしております。

また、本計画の目標について定める中で、六つの重点事項を13次防で定めております。

安全関係といたしましては、死亡重篤災害の撲滅を目指した対策の推進、また就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進、この二つの重点事項を中心に展開していくことにしております。

13次防の目標設定については、今後の社会情勢や技術革新、また働き方改革等の変化に対応するため、第12次防の労働災害防止計画の災害発生状況等の結果を踏まえて、作成をさせていただきました。

第12次防労働災害防止計画の平成25年から29年までの5カ年の結果につきましては、資料3をごらんいただきたいと思います。

全産業全体の死亡災害につきましては、第11次防の20年から24年の総数の220人から15%減ということで目標数値として187名と設定しておりましたが、12次防の結果は180名で、18.2%の減少ということで15%以上の減少となり、死亡災害につきましてはどうにか結果を残すことができたという形になりました。死傷災害につきましては、平成24年と比較して、29年までに死亡災害、休業災害を15%以上減少させようという形になっておりましたが、24年の4,965名から29年5,281名と、逆に6.4%の増加してしまいました。12次防の計画目標では4,220名が目標値でございましたので、1,000人以上の差が出てしまったという数値上の結果になっています。

また、死亡災害の建設業・製造業の状況につきましては、No.安-1の下の欄に書いて

おりますのでごらんください。

続きまして、死傷災害につきましては、第3次産業、主に小売業・社会福祉施設・飲食店についてを中心的、集中的に対策を12次防で講じてまいりましたが、小売業も若干、9.6%の増加と、目標の20%以上の減少よりも逆に増加しております。特に問題なのは社会福祉施設でございまして、平成24年に252名であったところが、29年には435名、増加率で言うと72.6%、大幅な増加という状況でございますし、飲食店につきましても、ほぼ横ばい、減少傾向には至っていないというのが数字で明確に出ております。

また、陸上貨物運送事業につきましても、11.7%の増加と、減少傾向を示すことができなかったというのが12次防の結果として出ております。

12次防の詳細な状況はどうであったかにつきましては、資料No.4で実績とそれに対する分析結果を表示しております。全産業的にも大体3次産業が非常に数値を伸ばしております、減少傾向にはなかなか至っていないことがこの内容でわかると思います。

特に死亡災害につきましては、一応の目標達成はしましたけれども、従来型の「墜落」災害や「はさまれ・巻き込まれ」災害が相も変わらず死亡災害の中で割合が高い状況が続いておりますので、この対応というのがやはり今後も引き続き望まれるのではないかと思います。

3次産業等につきましては、新たに12次防の中では「転倒」災害と「無理な動作」による災害が急増しております、転倒災害につきましては、災害の型の中では過去3年間は常にトップになっております。無理な動作とか無理な姿勢などは結局は腰痛災害につながるものでございまして、これも増加傾向の状況にあります。

この原因につきましては、様々なものがありますが、一番に挙げられるのは、やはり労働者の高齢化です。高齢化によって、「転倒」災害によっても災害の状況が重篤になってくるということ、「墜落・転落」等々については、従来型の状況がいまだに改善されていない、これらが相重なって、このような状況になっているのではないかと思います。

続きまして、No.安-4の次ページのグラフを見てもらうとこの状況が簡単にわかると思います。過去20年間のグラフをつけております。第9次防、第10次防と、でこぼこはありますが、死傷災害のほうも若干減少ぎみで推移しておりましたけれども、第11次防のちょうど真ん中あたり、平成22年あたりの数値を底に12次防にかけては緩やかに増加しております、29年の最終的な5,281というのは、第11次防の初年度5,322件に近づくという、10年前に戻った状況で推移しております、全く減少傾向が見

られなかったことが、このグラフでははっきりしていると思います。

ですが、逆に死亡災害につきましては、毎年かなりのでこぼこはございますけれども、全体的には緩やかな減少傾向を確保していつているのではないかと考えております。

次ページの11次防と12次防の状況ですが、12次防につきましては、点線の状況で計画しておりましたが、逆に26年以降は5,000件を超えて増加を示していつてしまったという結果になっております。

そして、第12次防の中で重点的に取り組んでまいりました製造業・建設業・陸上貨物運送事業につきましては、その次のページのグラフで見てもらいますように、それぞれ重点業種として過去20年間も取り組んできた結果におきましても、今回の12次防の状況から見ると高止まりの状況であつて、減少傾向は見られなかったという結果になっております。

その動向にもう一つ、第3次産業の動向ですが、第12次防の25年から29年の間は右肩上がりで増加しているという状況でございます。特に社会福祉施設については、24年の252件から29年には435件。全体的な発生件数の中のパーセントの割合はまだまだ製造業等々には及ばないんですが、この伸び率は非常に問題視されるべきではないかという形で捉まえております。

その中で、第13次防の具体的な取り組みについて、今までの結果、分析内容等からどのような形で13次防を展開していくのかということをお伝えしたいと思います。

まず、重点項目でございました死亡重篤災害の撲滅を目指した対策の推進と銘を打ちまして、12次防の取り組み結果から、まず重点業種としては、やはり高どまりであった建設業・製造業・陸上貨物運送事業、そしてもう一つ林業を加え、この4業種に対して死亡重篤災害の撲滅に取り組んでまいります。

建設業における死亡災害は全産業の約3分の1を占めておるという状況で、特に死亡災害においては「墜落・転落」災害が建設業の中の総数の約35%で、非常に高い状況で推移していつているということでございます。また、「墜落・転落」災害が起きますと、重篤な災害にもつながりますので、この問題点について強く集中的にやつていくという形になっております。

また、もう一つ建設業におきましては、車両系建設機械、要するにブルドーザー、バックホウなど重機と言われる車両系建設機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が毎年やつぱり10%強で、これは依然としてデータの的に変わらない状況で推移し、20年以上こ

の状況が変わらないということであります。建設業の災害発生状況について、これらの結果から13次防においては、従来型の災害の撲滅は当然行わなければなりません。足場や仮設物などからの墜落の防止については平成27年に足場の法改正等々もございましたので、法改正に基づく足場の墜落防止対策措置を徹底していきます。徹底の仕方につきましては、基本的には現場に赴いてその状況を指摘、指導していきながら、それらの事業の水平展開を図っていきたい。要するに、パンフレットや広報等ではもう今までの状況があまり変わらないため、できる限り、そういう方向に労力を集中させて、現場において指導を行って、その内容等を会社間同士、事業者間同士で水平展開してゆき災害の防止に取り組んでいこうと考えております。

また、このたびハーネス型安全帯が法改正によって適用になってきます。平成で言うと34年以降になるようでございますけれども、ハーネス型の安全帯の使用も今から積極的に推奨していきたいと思っております。

続きまして、製造業につきましては、さまざまな業種に細目が分かれておりますが、その中でも食料品製造業と金属製品製造業が、この二つの業種だけで製造業全体の災害の50%を超えることがはっきりしておりますので、この2業種を主体に災害防止対策を講じることにしていきたいと考えております。

また、食料品製造業や金属製品製造業の2業種につきましては、製造業による「はさまれ・巻き込まれ」災害が全体の4分の1を占めていることから、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の発生現場または発生事業場について、災害発生状況から分析した結果、機械の本質的な安全化を図っていくということと、リスクアセスメントを実施していくことが、これら「はさまれ・巻き込まれ」災害には非常に有効であるという分析結果が出ておりますので、特にリスクアセスメントに関する指導を強化していくという形で13次防は取り組んでまいります。

続きまして、陸上貨物運送事業につきまして説明いたします。陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の二つの業種を合わせて陸上貨物運送事業としておりますが、特に陸上貨物運送事業の中でも道路貨物運送業の災害発生件数が圧倒的に多うございます。死亡災害の半数は交通事故によるものであることが陸上貨物運送事業の特徴でございます。

また、どうしても貨物作業、荷役作業で災害が発生しております。荷役作業における5大災害、一つは「墜落・転落」災害、もう一つは荷崩れ、もう一つはフォークリフトによ

る災害、もう一つが荷台の無人暴走、そして最後にトラック等の後退時の事故、これらの事故による死亡件数、また重篤な災害につながる件数が非常に多いということで、これらの5大災害につきましては、中心的、集中的に業種団体等に指導等を徹底していくという形にしております。特に関係団体や災害防止団体とは連携を密にし、安全対策の徹底というあたりからも指導していきながら、企業全体の底上げも図っていかねば、なかなかこの事故の解消はできないのではないかと考えております。

陸上貨物運送事業の死傷災害につきましても、やはり荷台からの転落が非常に多発しており、対策が急務になっております。これらの課題から、「墜落・転落」災害を主眼とした陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインを策定しておりますので、このガイドラインの周知徹底を集中的に図っていくことにしております。

また、災害発生場所が荷主等の事業場においてが大半ということでございますので、当該の荷役作業の安全対策ガイドラインに基づいて、荷主等に対する安全対策の取り組みの促進もあわせて実施していく必要があるだろうと思われています。

最終的に、もう一つは交通労働対策についてでございますが、これも交通労働災害防止のためのガイドラインを策定しておりますので、この周知を特に道路貨物運送事業について行っていきます。また、災害防止団体や警察機関等への働きかけを行いまして、連携して交通安全等についてあらゆる機会にこれらを周知していきたいと思っております。特に道路貨物運送事業につきましては、高速道路における交通事故による死亡災害が非常に多うございます。このたび、警察の協力も得まして、福岡県内の高速道路における事故のハザードマップを作成し、これを陸上貨物運送事業の事業者に配って、どういうところに事故が多発して危険があるのかを周知していただいて、交通労働災害の少しでも防止になればと考えております。

最後に、林業につきましては、災害発生件数は全産業の中で1%に満たないほどのものですが、一つの災害で労働損失時間が非常に長く重篤な災害が多うございます。この重篤な災害に対処するためにも、13次防におきましては、重点業種として対策を講じることにいたしました。特にチェーンソーによる伐木作業において多発しておりまして、林業における関係団体や関係の災害防止団体と連携しながら、伐木作業の労働災害防止対策について指導していきたいと思っております。

林業については、資料5が建設業・製造業・陸上貨物運送事業・第3次産業について詳細な分析結果と、それへの対応について記しておる資料ですが、その一番後ろに林業の資

料をつけております。この中で、やはり集中的に対処しなければいけないのは、チェーンソー等々の災害が非常に多いと申しましたが、そのほかに林業の年齢別の労働災害状況を見ますと、60代の方が突出して多いです。要するに、林業に携わる労働者の方々の年齢層が高くなってきています。この件につきましては、高年齢層に対してどのような形で林業の安全を確保していくのかということに対して、今からいろいろと施策を練って、話をしていかなければならない部分ではないかと思っております。

資料No. 6の裏のページを見ていただきますと死亡災害につきましては、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」が多く、死傷災害につきましては、「墜落・転落」それから「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」「無理な動作・動作の反動」がやはり目立って多いという形になっております。業種的にも、「墜落・転落」につきましては建設業それから陸上貨物運送事業、「転倒」につきましては全産業で幅広く発生しております。

そこで、もう一つのポイントでございます就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進という形で項目を挙げておりますけれども、この項目の中で一番注目しなければいけないのが「転倒」災害という形になってきます。12次防の期間中に増加が著しい3次産業、陸上貨物運送事業において重大型の「墜落・転落」や「はさまれ・巻き込まれ」災害のほかに、「転倒」災害や「動作の反動、無理な動作」の災害が急増してきております。特に高齢者の割合が高くなってきている業種について、事故の形も、高齢者や熟練労働者の減少というか、未熟練労働者が引き起こす災害が非常に多くなってきているということが問題点になっております。「転倒」災害につきましては、平成29年の死傷災害でも第1位となっております。全国的にも厚生労働省が展開しております「STOP！転倒災害プロジェクト」の一環として、福岡労働局は、平成28年度から「福岡転倒災害防止・総点検運動」を展開しております。点検運動を通じて、実質的には災害防止活動を指導していくということを目指して活動を行ってまいりました。

資料No. 10を開いていただければと思います。28年度から展開してきておりました総点検運動を29年度も展開いたしました結果、下のグラフのとおり若干ながら「転倒」災害の発生件数を減らすことになりました。総点検運動というのはどのようなものかというところ、毎月1日から7日までの第1週の中で、私たちが約9項目から10項目の点検チェックリストを策定いたしまして、それを事業場内で点検してもらおうという自主的な活動を促すというものです。その結果、若干減ってきておりますが、まだ「転倒」災害というのが全産業の災害発生件数の中では第1位ということで、この総点検運動をさらに今年度に

においても展開して「転倒」災害について指導を実施していきたいと思っております。

「転倒」災害につきましては、資料12につきまして総点検運動とそのキャンペーンのアンケート結果から今後の対策を考えております。13次防につきましては、これらの点検の結果から、一つはまず転倒災害防止対策において労働者に対して転倒の危険というものを認識してもらう、労働者に対する安全衛生教育を実施していなかったというのが、大きな要因のうちの一つでございます。もう一つは、ストレッチ体操など、要するに始業開始前にちょっと体を動かしてもらって転倒予防を行うようなストレッチ体操をやっていなかったというところが、災害発生事業場の自主点検のアンケート結果からは多く見受けられております。高齢者対策の中でもストレッチが非常に大切だと理論づけられておりますので、今後この総点検運動と並行して、こういうデータ結果からの安全衛生教育やストレッチ体操の導入も積極的に広報、周知していきたいと思っております。

もう一つの問題であります「動作の反動、無理な動作」につきましては、やはり多くは3次産業で多発傾向にございまして、結果は腰痛災害になってきております。腰痛災害につきましては、同じようにストレッチ体操の実施や安全教育、それから介護労働者の負担軽減を図る介護機器の導入等、いろいろところで周知を行っていかねばならないものだと思っております。腰痛災害も13次防の詳細な取り組みにつきましては、健康課のほうからまた説明があると思えます。

続きまして、もう一つの重点事項であります企業・業界単位での安全衛生の取り組みの強化でございます。先ほどからいろいろな業種等でも申しましたように関係団体また災害防止団体等々に働きかけを行って、私らが行っていく施策に協力なりまたは援助なりをお願いして、施策を推進していくことを考えております。また、企業自身の自主的な取り組みも促進していかないと、ただ災害発生事業場だけに注意や指示を行っていったとしても、それではなかなか底上げにはなりませんので、自主的な取り組みもこちらのほうからいろいろと打ち立てていきたいと考えております。特に、企業の安全衛生のマネジメントシステムの中で安全衛生の部分をもうちょっと強く見ていただくような形の広報を今後も考えていきたいと思っております。

安全課からは以上でございます。

(山下部会長)

それでは、引き続き、健康課からご説明をお願いいたします。

(川波健康課長)

健康課長の川波です。よろしくお願いいたします。

私どもからは健康確保対策についてご説明いたします。座って説明します。

まず、先ほど安全課で使っていました資料5の中の資料No.安-2を使ってご説明したいと思います。

現在、仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスを感じている労働者の方が依然として半数以上ということで、これは厚労省のほうで実態調査をしております、29年、昨年9月に発表したもので、不安、悩み、ストレスを感じる労働者は59.5%です。その前の年より上がっている状況でございます。

過重労働により命を奪われる、健康が損なわれるということにつきましては、深刻な社会問題になっているわけですが、この過労死、過労死と言いましても、脳や心臓疾患といったものが原因ですとか、あと、強い心理的負荷によって精神に障害を受けた、それが原因というものを含めまして過労死と呼んでおります。労災認定を受けた件数は平成26年、27年、この辺で一時減少はしているんですけども、脳・心臓疾患、それから精神疾患を合わせて大体30件を超えるという状況が推移しております。業種としましては、運輸・郵便が脳・心臓疾患それから精神疾患いずれも上位になっているという状況にあります。

ですから、過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策、これに加えてメンタルヘルス対策の推進が重要であるということで、全国の取り組み率につきましては、先ほどの実態調査で56.6%という状況です。福岡につきましても、やはり6割程度ではないかと推定しております。ただ、平成29年に小規模——10名から49名の事業所に対しまして実施点検をしたんですけども、メンタルヘルス対策の取り組みは39%とかなり低い状況でございました。

それから、50名以上のところには、平成27年、2015年12月からメンタルヘルス対策の中でストレスチェック制度が新しく施行されております。これは各労働者に対して、ストレスに対しての質問事項を聞いてゆきまして、それを集計してできた形でございますけれども、その実施率につきましては、福岡局内で89%ぐらいという状況にあります。これは一見高いようには見えるんですが、ただ、50名以上のところには実施が義務になっているわけですので100%でなければいけないというところでもありますので、これを今後、実施の徹底させていくということが大切になってまいります。

メンタルヘルスにつきまして、健康課関係資料の健一2を見ていただきますと、先ほど申し上げました50名未満のところに通信調査をした結果を(2)に書いております。労働者10名以上、50名未満のところに約3,300通出したんですが、3割程度しか返ってこなかったものですから、信用性というか、どこまで実態を把握できているかはちょっと疑問の部分もあるんですが、先ほど申し上げましたメンタルヘルス対策に取り組んでいるのが39%、円グラフの真ん中の左側です。その中でも、右側のストレスチェックを実施したかということで、26%は50名未満のところにしても実施されているという状況にはあります。

それから、先ほどの10ページのほうに戻ります。ストレスチェック制度につきましては、労働者一人一人が自分のストレスに気づくことを促すことが重要ですが、事業場としましてはその結果を——個人個人のデータは事業主のほうに渡らないんですけども、集団のデータは事業主に渡してよいことになっておりますので、これを分析し、うちの会社はこの部分について、こういう仕事についてストレスを感じている方が多いとか、職場の改善に活用する、そういう集団分析を活用した職場改善が努力義務ではあるんですけども、これについて進めていきたいと考えて降ります。ただ、現状は、努力義務ということですので、非常に低調な状況ではございます。

同じ資料の20ページをよろしいでしょうか。20ページの下のほうストレスチェック制度というのが1次予防の取り組みと位置づけられていますけれども、労働者個人のレベルのアプローチ結果を活用するという組織レベルの両面からアプローチをすることが重要ですので、今後これを進めていきたいと考えております。そのために、取り組み事例の周知ですとか、これにつきまして助成金がありますので、この利用を勧奨するといった形で自主的な取り組みを促進していきたいと考えております。

また、メンタルヘルスに取り組んでいない事業場に対しましては、産業保健総合支援センターという組織と連携をしまして、集団指導を行ったり、50名未満の小さなところにつきましては、希望があれば事業場に行って個別の指導をするという制度もございます。そういったものを利用していただく形でメンタルヘルス対策を進めていきたいと考えております。

それから化学物質対策についてです。これにつきましては26ページの国際動向等を踏まえた化学物質による健康障害防止対策ということで、特定化学物質障害予防規則、こういった特別規則によって健康障害防止の措置の実施ですとか、ラベル表示、それからSD

S、安全データシートなどの交付対象になっている物質は現在663物質ということでございます。7月1日から673物質になりますが、これらの化学物質について、逆に言えば673物質以外につきましてはそういった義務づけがないということですので、こういったものが、では安全かと言われますと、いわゆる有害性が明らかになっていないだけということですので、必ずしもそれが安全だとは言えない状況になりますから、先ほど申し上げましたSDS、安全データシートの交付をメーカーなり販売店なり譲渡する側がきちんと交付すること、それから取り扱う事業場側のほうがこれを必ず受け取って、それをもとに有害性を確認したり、緊急時にどういう対応をとったらいいかを事前に知って対策をとる、そのためにも交付が大事だということでございます。

現在、中長期、5カ年計画で計画を進めているわけですが、今年が5年目になりますので、今年の結果を検証して進めていきたいと考えております。

SDSの交付につきましては、27ページの上のほうに書いていますけれども、譲渡提供時のラベル表示、SDS交付に対して、「ラベルでアクション」という運動で促進を図るということ。

それから、その下のリスクアセスメント。事前に対策をとっていくということですが、そのためにはSDSの確認が不可欠ということで、それを徹底していきたいと考えております。

それから、その次の石綿による健康障害防止対策につきましては、1970年代から90年代に大量に石綿、アスベストが利用されたということで、多くの建材の中にアスベスト、石綿が含有されていて、その建物がちょうどこれから解体の時期にかかってくるということがございますので、解体に当たっては所轄の労働基準監督署のほうに届けなければなりません、届けの内容についての審査を適正に事前に調査がやられているのかを確認してゆきたいと考えております。

それから、熱中症対策につきまして、健康課関係資料の健一7をごらんください。健一7で熱中症による労働災害の推移がグラフで示されておりますが平成25年の死傷災害が福岡県で35名だったんですが、翌年の26年に9件に減りまして、その後また右肩上がり、昨年29年が42件と、このグラフの中では一番高い数字になっております。過去も確認しましたが、この数字が過去で一番最悪だったということがわかりました。グラフのすぐ下に、参考ということで8月の平均の最高気温のグラフをつくってみました。上のグラフとこの下のグラフの折れ方が非常に似通っていて、当然、気温の高い低い死傷者

数が変わっています。ですから、なかなか対策は非常に難しいんですけども、熱中症の予防対策を推進する中で数も当然減らしていかなければいけません、死亡ですとか重体になるような重症者の方を少しでも減らしていく取り組みをしていきたいと考えております。

また「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」という形で、5月から9月の間、取り組んでおります。特に来月、7月が重点取り組み期間ということで、先月もセミナーを2カ所でやりまして、堀江先生にもお話をいただいたんですけども、そういった取り組みをしていこうと思います。

資料の25ページ。疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進というところで、会社に疾病を抱える労働者の方が結構いらっしゃるわけですけども、就労の継続に当たりましては、職場において就業上の措置、就労に対する配慮を適切に行う必要があるということで、平成28年に治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインを厚生労働省が示しました。まず、会社に取り組んでいただくには何らかの指針が必要だろうということで、このガイドラインを示しまして、この周知をしていくことで取り組みを進めていきたいということがまず一つです。

それから、昨年、全国の県で設立しているんですけども、福岡でも「地域両立支援推進チーム」を設置しました。これは、医療機関、県などの行政関係が集まって連携して進めていこうというものです。その支援チームで進めましたが、健康課資料のNo.6の「治療をしながら受けながら安心して働き続けることができる職場をつくりましょう」、相談先一覧といったものを作成し福岡労働局のホームページで公開するというような形で、事業場の中で支援を進めていただけるようなことをしていきたいと考えているとことごとございませぬ。

資料安-1のその他の目標というところで、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」それから「ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする」、3番目、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム、GHSによる分類の結果、危険性または有害性等を有するとされる全ての化学物質についてラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする」「第3次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して2022年までに5%以上減少する」、一つ飛ばしまして、「職場での熱中症による死傷者数を2013年から2017年までの総数と比較

して2018年から2022年までの総数で5%以上減少させる」ということで、こういった数値目標につきまして、13次防で進めていきたいと考えております。

以上です。

(山下部会長)

ただいま安全課と健康課のほうからご説明がありました。どうもありがとうございます。

以上のご説明に対しまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いいたします。

(岩崎委員)

5点ほど意見と質問がございます。

最初は意見です。林業関係の福岡県での取り組みですが、森林環境税という税をもとに、いろいろな団体に助成金を出して活動を進めています。これは森林保護というかですね。その中の補助金を出す項目の中に安全活動という項目があるんですよ。活動している団体は5点、活動していないのは0点と書く欄があるわけです。やっぱり森林に入って活動するためには何らかの安全教育をして入ってくださいというのが県の考え方ですので、いろいろなところで倒木の話にしても安全教育というのは、担当は林業振興課なんですけど、そこ意見交換をされてはいかがでしょうか。安全教育というのは林業振興課も把握していると思います。それが1点です。

それと2番目は、3カ年計画の25ページに外国人労働者のことが書いてあって、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルがあると書いてあるんですけど、配付していないとか、防災団体とか、そういうところに来てないとか、実物がないと思います。

(小野安全課長)

このマニュアルは、監督署には幾ばくかは配っております。

(岩崎委員)

団体に来ていません。

(小野安全課長)

団体に行っていないんですね。そろそろ配らなければいけないと考えております。

(岩崎委員)

コピーして配付できませんでしょうかという質問です。

(小野安全課長)

はい。もう一つは、言葉がたくさんありまして、タガログ語とか、ベトナム語とかありまして、どの程度どれが欲しいのかということ、今、署のほうでどういう情報があるのか集めている最中なんですけれども、全てのものをたくさん印刷して送っても、必要でないものを送ってこられても困るでしょうし、その辺がちょっと困っているのは確かでしょうから各団体のほうにある一定の数は出していきたいと思います。

(岩崎委員)

団体にいただければ、ありがたいなと思います。ちなみに、現在入っている建設業の労働者のかなりはベトナム人なんです。ところがベトナム語でやっているかという英語で話しているらしいんです。なので、英語を一つもらえば大体わかるんじゃないかなと思います。現場作業員に、「あなたはどこから来たの」というのを英語で言うと、ちゃんと答えが英語で返ってきますので、多分英語でいいと思います。

(小野安全課長)

わかりました。その辺、各業種によって散らばりもあると思いますので、その辺をちょっと聞いている最中です。取り急ぎそろえて、団体のほうに、特に災防団体のほうにはお配り申し上げるような形で。

(岩崎委員)

それから3番目は、転倒災害に関する安全教育のことを言ってありましたけれども、このパンフレットには、転倒で、こういうところをチェックしましょうというのは書いてあるんですけど、それを配っても、みんな見るだけということになりますので、これは1時間程度か2時間程度の講習になるのかもしれませんが、各災防団体の安全講習のメニュー

に入れていただけないでしょうか。中身は1時間ぐらいの話でしょうけど、それに関して、高齢者の問題とか、年齢別に指導が違うとか、細かく実際の講習会でやっていくと大分効果が違うんじゃないかと思imasので、災防団体の講習のメニューに入れてもらえないでしょうかという質問です。

それから4番目は、資料の13次防の26ページのほうのSDSの安全データシートが書いてありますけれども、これは建設業でいうとセメントが該当すると思います。ただ、こういう通達の文書は全国組織からは来てるんですけど、こういうものをきちんともらいなさいとか、どういうものですかという図式が全く来てないわけです。

(川波健康課長)

どういった形のものがよろしいですか。

(岩崎委員)

SDSのシートをコピーしてでいいから、見本を災防団体に配っていただいて、各団体、各社に流してもらおうといいかなと思います。

(川波健康課長)

建設業としてはこういったものを使われていると。

(岩崎委員)

現場の方は多分あまり知らないと思います。まして現場員に、「このシートをもらいなさい」と言っても、「どのシートですか」と。今来ている添付資料には、そんなものの絵がついていないわけなんです。A4なのか、小さい紙なのか、大きい紙なのかもさっぱりわからないんです。

(川波健康課長)

イメージがわからないということですね。

(岩崎委員)

ただ「もらいなさい」と言っても、「何をもらうの」と。言いようがないわけです。実物

を見ていないから。

(川波健康課長)

本来、いわゆる事業場の責任者の方がメーカーなりから受け取って、それを会社内の中で周知しなさいということになっているんですけど、実際周知がよくされていなくて、現場の方もどういうものかもイメージできていないということですね。

(岩崎委員)

大きい紙なのか、小さい紙なのかもわからないわけです。このシートがあるということであれば、災防団体にでもこのコピーの見本をいただければと思います。

(川波健康課長)

わかりました。

(岩崎委員)

それと5番目の質問ですけど、働き方改革関連法案が多分成立すると思うんですけど、この13次防の最初の中には、その中で義務化されるというか、変わることは今回入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。入っていなければ、働き方改革の法案が通ったときに、どういうものがこれに入ってくるのでしょうかということです。これは質問です。以上です。

(山下部会長)

それでは、事務局のほうからご回答をお願いいたします。

(小野安全課長)

まず林業の件につきましてでございますけれども、現時点で林野庁の森林管理署、それから県の林業振興課のほうとはアポイントメントをとって、今後どのような形とするのかを進めている最中でございます。特に県の林業振興課のほうは非常に県の林業を扱っている区域が広がっております。国のほう、林野庁が扱っている国の分についてはほんとうにごく一部しかないんですけども、ほとんどが県の所掌、要するに森林組合等々が請け負っ

てやっぴらっしやるところがほとんどなので、そういうところへ連絡をとり合っぴ、そろそろ植林の時期となっぴきますので、林業の作業を行う季節のポイントがありますから、そのポイントポイントにうまく、パトロール等々で、また安全講習会等々の場で注意を喚起してけれならなと考えおります。今、振興課と具体的な話を進めている最中なもので、すから近々、方向性は出てくるのではないかなと思っぴおります。

もう1点の外国人のマニュアルについてですけれども、これは全業種に対応できるようになっぴて、例えば建設業に特化したマニュアルというのはまだ作成されてないなので、外国人の方が日本に来て、どのような形で働いて、どのような形でというところのトラブルとかが書いてあるマニュアルですけれども、マニュアル自体が厚目なものですから、最初はホームページに載せてもいいと思っぴたんですけど、ホームページがすごく厚目になるので、やはりコピーをして、それもまたたくさんつくっぴて送るのはちょっと厳しいところがありますので、ある一定の部数を各災防団体とか業者団体等のほうにお配りするような方向でやっぴていきたいと思っぴます。

それと、安全講習会等において「転倒」災害のことについては今までもキャンペーンを行っぴておりましたので、いろいろなところの災防団体との合同の講習会とか、各監督署が行っぴている安全講話等々については説明はさっぴせていただいて、このパンフレットを配っぴて、その場でチェックしてもらった上で回収したりといったことはやっぴてはおりますので、その点では、「転倒」災害についてもう少し時間を割かっぴせていただいて、やっぴていく方向で検討してきたいと思っぴております。

もう1点、安全課関係で働き方改革の分について、法案が通った後どうするのかなということですけれども、健康課とも話をしっぴていきながら、当然労働時間の管理などで広く他課と話し合っぴてゆかなければならないと考えおります。

(川辺監督課長)

そうですね、まずは周知が大事だと思っぴていますので、その法案の内容も含めて、労働時間法制の内容を周知徹底を図っぴていくと考えおります。

(川波健康課長)

先ほどのSDSですけれども、やはりおっぴしゃったように、例えば建設業でどういったものがSDSの交付に必要なものとか、業種業種にこういったものが該当するんだよというものをお示ししたほうが促進できると思っぴますので、これは考えていきたいと思っぴます。

(山下部会長)

よろしいでしょうか。

(岩崎委員)

以上です。

(山下部会長)

では、ほかに。

(井上委員)

済みません、ちょっと私は単純な質問になるのかもしれませんが、メンタルヘルス対策の詳しいご説明がありまして、今日も堀江先生がいらっしゃるんで、私は素人のような質問になるかもしれませんが、まず目標で「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合を80%以上」にと。この取り組んでいるというのは何をもちょうろ組んでいるとみなすんですか。つまり、ストレスチェックをやっていけばいいのか、それともきちんと産業医を会社の中に来てもらってやっているのをもちょうろ組むのか。

それから、ストレスチェックの実施率のご説明が先ほどありましたけど、50人以上では9割近くですか、88%。ところが、ご存じでしょうけれども、企業で見ればそうであっても、その事業所の中で実際に何人受けているかという問題がありますよね。八、九割と受診率が高いところもあれば、そうじゃないところもある。特に問題のある方といいますか、不安のある方というのは逆に受けたがらなかったりする。つまり、自分はメンタル上どうも不安があるということで職場の中での待遇で不利益をこうむるかもしれないということで受けなかったり、あるいは受けるときにほんとうのことを書かなかったりするような部分があると思うんです。そういうところまでやっぱり細かく見ないと、やりなさい、やりなさいと言うだけではなかなかしんどいんじゃないかなと。ただ、これはもう堀江先生がご専門であると思います。そういうきめ細かいストレスチェックをやっていて、ここに少し書かれていますけれども。そのほかの目標ではなくて、今も社会情勢から言うと重点事項の中に入れてもいいんじゃないかなという気もいたしました。

それから、今、外国人労働者の件の安全衛生教育マニュアルの話が出ましたけれども、これは中身はどんなものなんですかね。私がむしろ気になるのは、むしろ外国人労働者が

過重労働と言いますかね、不当労働行為を受けた場合にどうするか、つまり彼らが何か不当な目に合ったときに、どこにどう相談したらいいのかです。労災の防止もありますけども、彼らの働き方を見てると、多分そちらのほうの不安のほうが大きいのではないかなという気がするんです。だから、そういうものと一体になったマニュアルなのか、それとも単に事故防止のためのマニュアルなのか。そこをちょっと教えていただけますか。

(川波健康課長)

まず1点目のメンタルヘルス対策につきましては、何をもちいて対策をとったということについてですが、やり方としては、通信調査です。

(堀江委員)

私は医師ですが、メンタルヘルスが専門ではありません。私の認識は、厚生労働省が行う労働安全基本調査とか、さまざまな調査の中に具体的に「事業場はメンタルヘルスに取り組んでいますか」という質問があるので、多分それに丸をつけたら実施しているというような調査ですね。ですから、率直に言って、それに対する客観的な検証は何もしていないんじゃないかと思えます。今、井上委員がおっしゃったように、「法律が通ったからストレスチェックをうちはやってる」というのを、ひょっとしたらメンタルヘルス対策だと理解して、丸をつけるということもあり得ると思えます。

私たち医師として、あるいはメンタルヘルスの専門家に聞いても、この値が高くなったから日本のメンタルヘルスの水準が上がったと理解する人は皆無だと思いますね。むしろこの時点では、おそらくストレスチェックが入ったばかりで、まだこれは普及している途中ですから、せつかくこういう法改正があったので、これに伴って生じる何か好事例とございますかね、「この政策によって、こういったよい事例があった」というものを収集して、それを少し普遍的なものにして水平展開するとか、あるいは場合によっては、当初から懸念されていた問題事例ですね。実際にメンタルヘルスで問題があると診断を受けた人の情報が、あつてはならないんですけど事業者に漏れてしまって、それによって本人が不当な差別を受けるとか、そういったような事例。あるいは、私どもの専門で言うと、実は見逃し事例ですね。ストレスチェックで何も問題がなかったのに、業務上の要因によって自殺したとか、そういったような事例。これがあつたとすれば、そういったものは真剣に検証していかなければいけないと考えています。そういった事例を先に集めるほうが意味があ

るんじゃないかなというのが、一般的な見解だと思うんですね。

(川波健康課長)

おっしゃってるとおりです。

(井上委員)

あと、パンフレットの話をしてください。

(小野安全課長)

外国人労働者の関係なんですけれども、安全衛生関係のマニュアルについて、やはり労働災害防止にある程度特化したものになっています。不法労働とかその相談等々の窓口、また労働契約や労働条件関係の対応等につきましては、別途マニュアルがございます。だから、それぞれマニュアルがあるということで、結構両方とも厚いんです。だから、簡単なA4の見開き二、三枚でというものではなく、特に労働条件のはかなり厚いんですね。

言語も、6言語ですね。

(井上委員)

理想としては両方を配ったほうがいいですね。両方を読んでもらったほうがいいですね。

(小野安全課長)

そうですね。

(山下部会長)

よろしいでしょうか。

(井上委員)

はい。

(山下部会長)

その他質問はありませんか。

(矢田委員)

連合福岡の矢田と申します。初めて参加させていただきます。よろしくお願いします。

今の件で、外国人の就労の関係は、九州福岡に技能実習機構さんができまして、労働局さんにも連合福岡から九州ブロックという単位も含めて申し入れもさせていただいてますが、まさに先ほどおっしゃったとおりで話が進んでいくんだらうと。その上でまた政府の方針が外国人の労働力の活用ということを考えると、いつになるかわかりませんが、結構早いうちに今後のことを考えると形ができるんじゃないかなと思いますので、役割がばらばらでは、なかなか調整もできないと思いますから、連携強化をお願いしたいと思っております。その点よろしくお願いします。

ちょっと勉強のために少し教えていただきたいんですが、大きな目標、全体の目標の死亡災害、死傷災害がそれぞれ15%と7%の減少という説明をいただきましたけれども、かなり増加したんで、死傷のほうは数字が7ということなんでしょうけど、この労働災害というのはないほうがいいわけでありまして、これは私からすると15のままでいいんじゃないかなと思うんですが、経過の中で多分困難だという判断もあったのかなと思うんで、その経過を少し教えてもらいたいんですけど。

(小野安全課長)

特に全体の発生状況の半数以上が第3次産業が占めているということで、第3次産業については今までも全然やっていなかったわけではないんですが、まだまだ安全衛生への取り組みというのが非常に希薄な事業場が多うございます。しかも、発生する事業場のほうは10名から40名ぐらいのところが一番集中してきているという状況で、安全管理体制なるものが「管理体制って何だろう」といった、安全衛生の入り口の段階のところがたくさん災害を起こしているということがございます。

そういうところには、製造業にしても建設業にしても、20年、30年という時間をかけて、ある程度安全管理体制の構築というものを理解してきてもらって、その結果一定の数字まで減少させました。現在も高どまりで減少傾向がとまっているんですけども、ある一定の効果を生んできたところがあると思います。

それを、12次防からこつこつ始めてきたというのが現実です。13次防の中にも、要するに底上げ、ボトムアップと、やはり企業にそういう方向に目を向けてもらわないといけないということ、そしてまた、飲食店や小売業というのは基本的に熟練労働者という形

ではないんですけれども、パート労働者、アルバイト労働者が非常に多い。そういう方々の怪我が多いということ。要するにアルバイトというのはほんとうに忙しいときに来てもらうという、そういう方々に対してもやはり安全衛生教育をきちんと実施していきなさいということを理解してやってもらうというのは、今のところ、ある一定規模の企業ぐらいにしか浸透していません。

そういうところの底上げからやっっていこうとすると、5年間でどこまで減少できるのかというのが、正直なところ15%の減少を目標としたらもう全く絵に描いた餅になりかねない。12次防の最初の目標設定4,965という数字よりは少し下げて、4,912という数字、7%というのはそういう数字になるんですけど、4,900台、つまり5,000を切って4,900台までには、5年間でボトムアップをして落としていこうと。

そういうことで、7%以上の減少が、福岡としては現実味を帯びた数字ではないかと。あまり現実と乖離した数字を目標値に挙げていても結局空回りするだけではないかと。12次防はそういう結果を如実にあらわしてしまいましたので、これは言葉は悪いんですけども、取り組みの目先を変えて、やれる方向と、そしてやっていく内容をもう少し具体的に各業種に当て込む、ターゲットを絞り込んで対応し、この目標を達成できるような形で5年間取り組んでいこうというところで、その数値を設けさせてもらったというのが現状でございます。

(矢田委員)

わかりました。もう1点いいですか。

(山下部会長)

はい、どうぞ。

(矢田委員)

資料安-2の21ページに「副業・兼業」という言葉が入っています。副業・兼業を行う労働者の健康確保のために周知を行うんだと。これ自体は理解しますが、副業・兼業というのが非常に難しいなと、労働組合員の立場もですね。どっちが主でどっちが副でというのがちょっとわからないんです。副業・兼業という何か考え方というのがあるんでしょうか。その指導というのは、企業がA社、B社とすると、どちらにも指導を行うという

イメージでいいのか、どう受けとめをすればいいのでしょうか。

(川波健康課長)

いわゆる主があって、アルバイト的に別にやっていらっしゃるというイメージを持っていたんですけれども、確かに「どっちも主だ」とおっしゃる方も当然あり得ると思います。

(矢田委員)

じゃあ、今のところ定かではないけれども、キーワードとしてはこれがあるんで、取り組みとしてやっていくと、今のところ、こういう理解になるんですかね。

(川波健康課長)

そうですね。

(矢田委員)

これもやはり政府与党の流れで、この言葉も今から入ってきますので、要するに働き方改革という延長線にこれが出てくるわけですね。まだ明確にこうだというのがないでしょうけども、これも懸念材料の一つではあるんです。これは確認だけでした。ありがとうございました。

それから、ちょっと言葉の問題で済みません。同じ資料安-5のところ、インデックスの次のところで製造業というのがございまして、1番の死亡事故の下の方、下から4行目に「機械設備の本質安全化」という言葉があるんですが、ちょっと補足をいただきたいんですが。

(小野安全課長)

本質安全化というのは、例えば機械に手が巻き込まれた、足が巻き込まれた、「巻き込まれ」災害を例に挙げさせてもらったらわかりやすいと思うんですけど、要するに機械自体に人間が入らない、手が入らないという機械にしていくというのが本質安全化です。自動的に機械が動いていく中で、人の手が危険箇所に入らないような機械にしてしまう。何か入ったらその時点で機械がとまってしまうというように機械を安全化すれば「はさまれ・巻き込まれ」災害は激減しますよねと。だからその方向になるように、機械の製造メーカ

一に対してもそういう工夫というか、そういうことをしてもらってくださいというのが本質安全化の主たる目的です。

(矢田委員)

わかりました。例があって非常によく理解ができました。言葉として、キーワードが何か法律用語か何かあるんですか。

(小野安全課長)

法律用語はないですけど。

(矢田委員)

一般的なイメージということですか。

(小野安全課長)

多分何年前からうちのほうは機械の本質安全化ということでいろいろところで使わせていただいています。多分、最初は製造メーカーに対する要望から始まった言葉だと私は思っております。

(矢田委員)

理解するんですが、そこにコストの問題とかいろいろあって、難しい問題があるということですね。

(小野安全課長)

はい。やはりきちんとした本質安全化をした機械というのはコストも高いですね。ですけども、今、本質安全化と一生懸命言うよりも、もう企業のほうがそれを取り入れてきている。なぜかという、ある程度、オートメーションという言葉はあるんですけども、ロボット化とかという形になってくるんですけど、労働者を増やしたくないというか、労働者を少なくして製品価値を上げるためには本質安全化をしてある程度機械自体で製品をつくれる状況にしていったほうが、嫌な言い方ですけど、人件費の削減等々につながっていくところもあって、結構、本質安全化のほうは今は進んでいっている方向になっていると

ということです。

(矢田委員)

労働組合としては非常に悩ましいところでありますけれども、おっしゃることは十分わかりました。ありがとうございました。

(小野安全課長)

はい。

(山下部会長)

あとご質問はありませんか。

(戸田委員)

済みません、戸田です。

1点教えてください。最初の計画の概要のところ全体概要があつて、業種別概要があつて、その他を設定されていらっしゃる。意味合いは理解するところですが、その他の目標のところの丸の四つ目以降というのは、全体の目標ですとか、業種別の目標に連動して、あるいはそれを達成するためもう少し細かく目標を決めているような位置づけではないかと思うんです。そういう中で、腰痛については、もともと私は、業種に絞ってこういうものを減らしていこうというのは非常に焦点が絞られていて、取り組みとしては実効性が上がってくるんじゃないかなと思っているんですけれども、腰痛のところは業種の焦点が絞ってありますが、転倒と熱中症は業種を絞ってないですね。この辺の使い分けといいますか。取り組みを明確にしようと思うと、どういう業種のこういうところに焦点を当ててやりましょうというのが普通なんではないかなと思います。絞ったものと絞ったものがないところ等の区別はどう考えられていただいているのか、教えていただきたい。

(小野安全課長)

「転倒」災害につきましては、全ての業種で多発してきていまして、業種に絞り込んで「転倒」災害の対応というよりも、相対的にどのような形で「転倒」災害を防止していく

のかというところでこういう形をさせてもらっていて、要するにキャンペーンを行っていく上での状況として、いろいろチェックをしていってもらおうという形で対応をしていくと。

業種を絞り込んでしまうと、例えば製造業と3次産業だけに絞り込んで「転倒」災害をやっていると、「いやいや建設業にもありますよ」と。各業種においても、「転倒」災害の割合がどこも高いものですから、「転倒」災害の基本というのは何だろう、やはり整理整頓であり、通路の確保であり、滑らないようにするためでありというようなことですので、業種の業務内容にとらわれることなく、その基本的なところを中心に「転倒」災害としてキャンペーンを行って、指導を行っていくというところを考えておりますので、あえて業種を絞り込んでいないと考えております。

(戸田委員)

腰痛についてはどういうことになっていますか。

(川波健康課長)

腰痛も、熱中症も、全ての業種であり得る災害なり疾病ですので、全体として取り組む形にはなっていますけれども、現実的には腰痛につきましては社会福祉施設ですとか、陸上貨物運送事業とか、そういったものに多いのは現実です。それから熱中症につきましても、建設業とか、製造業といったものが多いということですので、実際にはそういうところをターゲットに指導していく形にはなりますけれども、目標としては広げた形で出していくということです。

(戸田委員)

はい。

(山下部会長)

よろしいでしょうか。

(堀江委員)

要望になると思います。安-4、12次防の分析と評価ということですが、先ほど来、議論がありますところで、裏のほうです。休業4日以上の死傷災害があるところは、軒並

み達成はおろか増加したという結果だったということですよね。ほとんどの分析結果がその事実を受けとめた上で安全管理体制が不十分とかいろいろ書いてあるんですね。

ただ、ちょっと私ども産業医科大学で国際的なこういった統計を比較したときに、こういう死傷災害、すなわち、怪我の程度でいろいろ変わるような統計はそもそも報告されないものが非常に多いと理解しています。特に発展途上国などではこういう軽微な災害はほとんど報告がないということなんです。ところが、死亡災害は概ね報告されます。そうして見ると、死亡災害は減った、そして休業4日以上は随分増えたというのは、いわゆる安全でいうハインリッヒの法則の割合が変わったということになりますよね。すなわち、軽微なものがより多く報告されるようになったというふうに普通は捉えます。ですから、原因が現場に不十分な点があったと分析されていますが、実はそういった要素も私はあるんじゃないかと思っております。

すなわち、新規参入があった社会福祉施設というのは、新規参入ながら、11次防の頃に比べたら12次防のときのほうがより多くきちんと労災は労災ということで報告されるようになったというように分析してもいいんじゃないかと私は思います。

(小野安全課長)

堀江先生のおっしゃるとおりだと思うんです。やはり死傷病報告の報告の数がきちんと上がってくるようになってきたというのは否めないことだと思いますが、その報告自体を、データを分析していくんですけど、その報告の中で今言ったようにどの程度増加してきたのかということがなかなかそのデータの中ではつかめない。ですから、報告されたデータそのもので分析していくしかない状況であり、そのとおりだと思います。

(堀江委員)

ですから、その分析の中にその報告がきちんとされるようになった可能性もあるという言葉が何も無いんですが、もし論文だったらそれを書かないといけないと思います。

(小野安全課長)

その程度が数値的にわからないものですから。

(堀江委員)

だから、あったかもしれないということですよ。

(小野安全課長)

あったかもしれない、かもしれないで書いてしまうと、またそれなりのことの指摘が増えるのかもしれませんが。

(堀江委員)

死亡災害は減った、しかし軽微が増えたというのは、明らかに軽微なものがよく報告されるようになったという現象と普通捉えるんですよ。

(小野安全課長)

そうですね。

(井上委員)

被害の掘り起こしが進んだということですよ。

(堀江委員)

そうそう。よりわかりやすくなったんだと、見える化になってきたということだと思えますけどね。私個人はそのように分析しています。

(小野安全課長)

その点はほんとうに否めないところなんですけれども、その数値もやっぱり拾い上げた上で、どのように災害防止対策を展開していくのかというのがやはり大切なのではないかなとは思いますが、なかなか難しいんですけど。

(堀江委員)

そういう問題意識をお持ちになれば、じゃあ13次防でその数値を拾い上げる努力をするということになっていくんだと思うんですよ。

(小野安全課長)

その点が、今言った今上がってきている数値を拾うというのが労働者死傷病報告というものからの分析になるんですけども、その中には今言ったように新規事業場とか、今度初めて死傷病報告を出しましたとかというようなデータがないものですから、そこを変えて考えていかないといけないところはあると思います。

(堀江委員)

適用事業場の番号があるんですか。

(小野安全課長)

あります。

(堀江委員)

適用事業場になったかどうかというのは調べればわかることですよ。

(小野安全課長)

わかります。番号からですね。

(堀江委員)

新規事業場というのはわかるわけですよ。

(小野安全課長)

振り出しの番号はですね。確かに、そこまでやればできなくはないですが。

(堀江委員)

全数調査する必要はないので、サンプル調査するとか。緊急であれば、全数調査が難しければサンプル調査をやるというようなことで、そのところの解明をするというのが進め方ではないかなと。これは私からの助言です。

それから、もう一つ。そういうお話があったのでちょっと情報提供なんですけど、ある局で、熱中症に関して1日から3日目までの休業災害について数字を平成29年度、全数

調査した局があるんです。そうすると、休業4日以上というのはその局では四十数件だったと思います。死亡例は1例。四十数件の休業4日以上です。しかし、1日から3日というのを、ほかの局では見たことがないんですが、その局で全数調査したら、その約10倍の400件あったというデータがあるんですね。

ですから、今回は死傷災害は全部休業4日以上なんですけど、これは国の統計システムがこうなっているんでこうだということなんですけど、実際には労災の支払というのは1日から3日も医療費に関しては給付されているわけですから、それもそうやって調べようと思えばできるということはある局で知りました。これは災害の申し立てをするときの書類か何かに熱中症らしきことが書いてあれば熱中症と分類したみたいですけど。

ですから、もし非常に分子が小さい統計の数値があれば、1日から3日というところをきちんと把握することによって、本来の動向、ほんとうに災害が減っているのか増えているのかというのは把握できるんじゃないかなという期待を持っています。もしそういうことが可能であれば、検討いただきたいと思います。

最後にもう1点だけ、先ほども小売業の統計にもありましたように新規参入が増えたという分析があります。ということは、これは全て分子である数が報告されていて、分母はブラックボックスなんですよ。すなわち、その業種にどれだけの適用労働者がいるかというのを同時に示していただければ、率として上がったか減ったかがわかります。

率がわからなければ動向を語るべきではないというのが常識ですので、適用労働者をもし業種別で分析されるのであれば各業種別の適用労働者というのがあるべきだろうと思いますし、健康の統計であれば何度も出てきましたけど、「高齢者が増えたから」と。じゃあ高齢者は何人いるんだとなりますので、年齢ごとにどうなったか。そして、また分子も一切出てきていませんが、分子も一体男性が災害を受けたのか、女性なのか、50代なのか、60代なのか、あるいは70代もいるのか、ということも両方とも性・年齢別に出さないと、健康の統計というのは年齢による影響が非常に大きいとわかっていますので、そこがないと実は折れ線グラフのような図は書くべきではありません。

諸外国ではそういった方式にどんどん統計を切りかえているというところがあります。ですから、分析されて、その結果を次の施策に結びつけるというのであれば、数値に関しては少し科学的な解析をされていったほうが、将来性のある統計になるんじゃないかと思っています。

以上です。

(山下部会長)

ほかによろしいですか。

私がいろいろメモしていた点は、ほかの委員の方からお話がありましたので、1点だけ、安-14ですかね。その裏に外国人の統計があるんですけど、先ほどから統計の話が出ているんですが、アジアでくくるとおよそ統計の体をなしていない。安-14の裏側のところですけど。地域別なので、これは仕方がないと思うんですけど、多分アジアはもう国別にしないと、それぞれ国の言語もかなり違いますし。南アメリカであれば、ポルトガル語とスペイン語圏だろうなと予測はつくんですけど、アジアのところは多分統計的にはお持ちだと思いますので、こういう資料を示されるときには少なくともアジアは国別で別途示されたほうがわかりやすいかと思います。

(小野安全課長)

そうですね。はい。

(山下部会長)

今お聞きしているとベトナムとかフィリピンが多いというお話もありましたし、おそらく中国の方も多いでしょうし。

(小野安全課長)

国別ではある一定は出ていますが、データによってはほんとうにアジアとしか書いていないデータというのが、この中の半数以上がアジアとしか書いていないとかあります。

(山下部会長)

職安法上の届出データがあるのではないですか。

(小野安全課長)

あの届け出の外国人労働者については国別がしっかり出ているんですけども、労働災害に遭われる外国人労働者の方はそうやって登録をされていらっしゃる労働者のほうがかなり多いので、そうなってくると国もあやふやな状況で災害だけ上がってくるという状況もありまして、済みません、ここには地域別という形で書かせてもらったのは、そこに

ございました。わかる範囲では、今後は国別で上げてみたいと思います。

(山下部会長)

そうですね。マニュアルのほうの対策はおそらく国別で考えていかないと難しいかと思
います。

(小野安全課長)

難しいと思いますので。

(山下部会長)

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(山下部会長)

それではご質問、ご意見がないようですので、福岡労働局第13次労働災害防止計画案
につきましては了承するということにいたしまして、行政のほうにおきましては、当該計
画に基づいて引き続き労働災害防止に積極的に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の福岡地方労働審議会労働災害防止部会を終了いたします。ど
うもありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。山下部会長、どうもありがとうございました。では、
事務局に引き取らせていただきます。

委員の皆様には長時間にわたる熱心なご討議どうもほんとうにありがとうございました。

なお、本日の協議会の議事録につきましては、事務局にて作成の上、委員の皆様にご確
認をいただいた上で、福岡労働局のホームページにて公表させていただきますのでよろし
くお願いいたします。

これもちまして、福岡地方労働審議会労働災害防止部会を閉会いたします。どうもあ
りがとうございました。

— 了 —